

厚生労働省三重労働局発表
令和 7 年 10 月 23 日

【照会先】

三重労働局 労働基準部 賃金室
室 長 久留原 郁子
室長補佐 林 篤 史
賃金指導官 矢 田 有
(電話) 059 (226) 2108

報道関係者 各位

2 業種の三重県特定最低賃金改正を答申 － 三重地方最低賃金審議会答申－

三重地方最低賃金審議会（会長 西川 昇吾）は、本年9月2日に三重労働局長（石田 聡）から特定（産業別）最低賃金の改正決定についての諮問を受け、審議を重ねた結果、本日、三重労働局長に対し、三重県電線・ケーブル製造業及び三重県輸送用機械器具製造業に係る特定（産業別）最低賃金を、それぞれ現行額から下記のとおり引き上げるよう答申しました。

なお、改正特定（産業別）最低賃金額は、異議申出の受付処理、官報公示を経て、それぞれ令和 7 年12月21日から発効される予定です。

記

【改正額】

- （１）三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
時間額 1,097 円（現行額 1,033 円から 64 円引上げ）
- （２）三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金
時間額 1,111 円（現行額 1,047 円から 64 円引上げ）

※ 最低賃金について

最低賃金は、最低賃金法に基づき定める賃金の最低額で、産業や職種に関わりなく、全ての労働者に対して適用される三重県最低賃金と、特定の産業について定める特定（産業別）最低賃金があり、セーフティネットとしての役割を果たしています。

特定（産業別）最低賃金は、三重県内には7業種設定されておりますが、このうち今回2業種について、最低賃金額の改正が答申されました。

なお、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」及び「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、三重県最低賃金を下回っているため、三重県最低賃金が適用されます。